



新しい計画 (平成19年～平成28年) の

概要をお知らせします

「市民と行政による協働のまちづくり計画の実現に向けて」

城陽市では、平成6年に第2次城陽市総合計画を策定し、総合的で計画的なまちづくりに努めてまいりました。

しかしながら、この間、城陽市を取り巻く状況は、人口の減少、少子高齢化の進行、住民意識の多様化・高度化、地方分権の進展などとともに、都市構造や行財政構造が大きく変化し、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた行財政システムの見直しが求められているところでございます。

このようなことから、将来的な視点と中長期的な展望に立った、まちづくりの方向性と進むべき目標をあらためて定めるため、新たなまちづくり計画であります「第3次城陽市総合計画」を策定いたしました。

今後は、この計画の目標とする都市像「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」～活力ある21世紀のまちづくり～の実現に向けまして、新たな決意をもって取り組む所存でございます。

私は今日まで、「市民と進めるまちづくり」を基本姿勢に掲げ、市政に取り組んでまいりました。「市民と行政による協働のまちづくり」に対しまして、皆さまの、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この第3次城陽市総合計画の策定にあたりまして、幅広くご活動いただきました市民まちづくりワークショップ、熱心にご審議いただきました城陽市都市計画審議会及び城陽市議会、並びに、まちづくり市民アンケートやまちづくりフォーラム等を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成19年(2007年)10月

城陽市長 橋本昭男



◆ 策定手続き ◆

第3次城陽市総合計画は、「市民と行政による協働のまちづくり計画」とするため、策定段階から市民との協働による取り組みを意識して計画の策定作業を進めてきました。

庁内では、総合計画推進会議をはじめ、各部課において多くの議論を重ね、全庁をあげて計画の策定に取り組みました。

市民参画といたしましては、「市民まちづくりワークショップ」の設置、市民アンケートの実施、まちづくりフォーラムの開催、パブリックコメントの実施などを行い、市民のみなさんからのご意見やご提案を反映させながら、計画づくりを行ってきたところです。

さらに、市議会及び都市計画審議会におきまして審議をいただき、第3次城陽市総合計画を策定いたしました。

本計画は、まさに市民・専門家、職員が一体となってつくりあげた計画となっています。

◆ 主な策定経過 ◆

平成17年

- 5月 第2次城陽市総合計画の総括調査を実施
- 10月 まちづくり市民アンケート(その1)を実施
- 12月 市民まちづくりワークショップを発足

平成18年

- 9月 まちづくり市民アンケート(その2)を実施
- 9月 まちづくりフォーラムを開催
- 10月 都市計画審議会に第3次城陽市基本構想素案を諮問
- 11月 第3次城陽市総合計画素案についてパブリックコメントを実施
- 12月 都市計画審議会が第3次城陽市基本構想素案について答申
- 12月 市議会へ議案(第3次城陽市基本構想)を提出

平成19年

- 2月 市議会で第3次城陽市基本構想を議決
- 3月 第3次城陽市総合計画を策定

序論

第3次城陽市総合計画の構成、まちづくりの課題など

● 策定の趣旨

城陽市は、平成6年に第2次城陽市総合計画を策定し、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を都市像に、計画の推進を図ってきました。

この間、少子高齢化の進行や情報化社会の到来、地方分権の進展など城陽市を取り巻く環境は大きく変化し、

さらに人口減少や長引く景気低迷の影響などにより都市構造や行財政構造などに変化が生じるなど、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。今後は、このような状況を踏まえた的確な対応が求

められていることを互いに認識・共有しながら、より心豊かで住みよいまちづくりを進めるため、市民・事業者と共に学び、考え、実行することをめざした計画づくりが重要となります。

このため、平成17年度において基本計画の目標年次を迎えたことから、

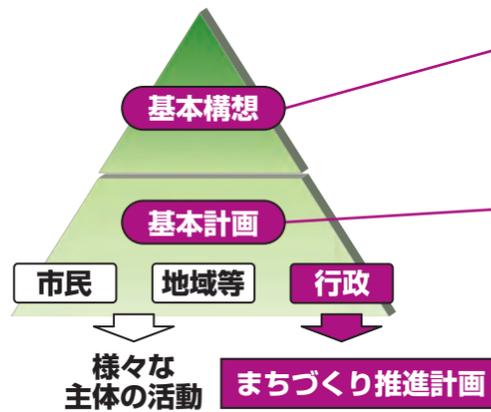
将来的な視点と中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、新たな総合計画(第3次城陽市総合計画)を策定するものです。

● 計画の構成と計画期間

本計画は、将来の城陽市のビジョンを示す「基本構想」、ビジョンを実現する施策の方針を示す「基本計画」で構成されます。なお、行政が取り組むべき個別事業の実施方針を示す「まちづくり推進計画」については、別に策定します。

総合計画を市の経営方針書として位置づけ、その実効性を高めていくため、新たに基本構想の計画期間を10年間(平成28年(2016年)を目標年次)、基本計画の計画期間をそれぞれ5年間(前期基本計画平成19年(2007年)～平成23年(2011年)、後期基本計画平成24年(2012年)～平成28年(2016年))と位置づけます。

さらに、総合計画の実実施計画であるまちづくり推進計画についても、総合計画全体の10年間を見据えつつ、基本計画の5年間をより具体的に推進していくための計画とします。



基本構想

めざすべきまちづくりの目標と、これを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。基本構想に示すまちづくりの目標は、市民と行政が協働して実行することで達成される将来像を示しています。

基本計画

基本構想で定めた施策の大綱を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画です。

まちづくり推進計画

基本計画で示した施策を財政状況も踏まえながら行政が主体となって実現するためのプログラムとします。基本構想、基本計画とは別に策定します。

● まちづくりの主要課題

(1)豊かで安心・安全な市民生活の創造

①安心できる暮らしの確保

今後とも、少子高齢化の傾向が一層深刻となることが予測されるなか、本市では既に、人口減少や若年層の流出が続いており、地域社会の活力低下が懸念されています。

こうしたことから、若年層などの住み替え需要や世帯分離の受け皿に対応した住宅地の形成、子どもを安心して生み、育てる環境をつくる子育て支援策や教育環境の充実などが求められています。また、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせる生活を実現するため、生涯学習の充実、障害のある人もない人もともに地域で支えあっていく仕組みづくりや高齢者の健康づくり、社会参加などが求められています。

②安全な生活空間の確保

近年、全国的に大規模な自然災害の発生や犯罪が多発しており、住民の不安が広がっています。

こうしたことから、市民と行政などの関係機関の連携のもと、消防・防災体制の充実、緊急時における救急・救助体制の充実とともに、災害に対する市民意識の高揚や住民間の連帯感の醸成、また、関係機関が一体となった地域の安全確保など防犯環境の充実が求められています。さらに、交通安全対策など市民の身近な暮らしに関わる都市基盤整備が求められています。

(2)環境にやさしい暮らしのある都市の形成

①豊かな自然環境などの保全と活用

本市は西端に木津川が流れ、東部

はゆるやかな丘陵地が続き、丘陵部の麓部分には古墳が数多く分布しているなど豊かな自然環境と歴史文化資源が地域の基盤となっています。

特に、自然環境の豊かさは、市民から城陽市の最大の魅力と認識され、定住意向の大きな要因になっており、今後とも地域の宝として適切に保全していくことが求められています。

さらに、地域資源の観光や教育への活用、優れた都市景観の形成などに積極的に活用していくことが求められています。

②地域の環境保全や循環型社会の構築

近年、地球環境問題の顕在化などを背景として、環境に対する市民意識が高まりをみせており、本市においても、NPOをはじめとして活発な取り組みが展開されています。

こうしたことから、市民、事業者、行政の協働による地域の環境保全やごみの減量化・再利用・再資源化などとともに、市民との協働による環境美化運動の取り組みなどが求められています。また、水質保全に向けた取り組みや山砂利採取跡地の埋め戻しに伴う搬入土砂の安全確保が求められています。

(3)まちの活力を支える地域産業の発展

①立地特性を活かした都市機能の充実

本市が位置する南山城地域では、近年、京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路の整備が進んでおり、今後、東西方向の国土軸となる新名神高速道路の早期整備も期待さ

れています。

こうしたことから、本市では、広域的な立地特性を活かした企業誘致の促進とともに、近接する関西文化学術研究都市との機能連携や東部丘陵地における高次都市機能の集積などが求められています。

②地域の豊富な人材などを活かした地域産業の発展

本市は高齢化が急速に進行していますが、これら高齢者の中には、今後、大量退職を迎える「団塊の世代」を含め、能力や経験を活かして地域に貢献したいと意欲を持つ人が多く存在しています。一方、長引く景気の低迷や厳しい雇用・労働情勢のなか、若年層の定住につながる雇用の確保とともに、退職後の雇用対策も問題となっています。

こうしたことから、本市固有の伝統産業の継承・発展とともに、新たな産業の創出やコミュニティビジネスの支援など、意欲と能力のある人々が新しい取り組みに挑戦していける環境を整えることが求められています。これらは、若年層の定住を促進するための雇用の場の拡大や就業環境の向上にも結びつけていくことが必要です。

(4)協働の地域社会の形成

本市では各地域でコミュニティセンターが設置され、多くの市民がそれを拠点として芸術・文化、スポーツなどの様々な地域活動に取り組んでいます。こうしたコミュニティ活動は犯罪の未然防止にもつながるなど、市民にとって住みやすい環境づくりにも寄与しています。しかし、地域住民の交流機会も少

なく、連帯感の希薄さは否めません。一方、厳しい財政状況のなか、市民自らが行う活動などと連携して市政運営を行い、効率的・効果的な行政運営や質の高い多様なサービスの提供も必要となってきています。

こうしたことから、自治会活動の担い手不足、高齢化やコミュニティ施設などの老朽化への対応とともに、「団塊の世代」を活かした新たなコミュニティ活動やNPO・ボランティア活動の促進など協働によるまちづくりのより一層の充実が求められています。

(5)限られた行政資源を効率的に活用できる行政運営(行政経営)

城陽市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行、国や京都府の危機的な財政状況、市民の価値観・ライフスタイルの多様化など、様々な面で大きな変化が生じてきています。また、地方分権という大きな潮流のなかで、全国の均衡ある発展から「都市間競争の時代」へと向かい、自己決定、自己責任のもと、地域の特性を活かした自主性と自立性を高めた行政運営を行うことが求められています。

厳しい財政状況のなか、これまでの行政サービス水準を保ちつつ、他の自治体にはない魅力ある城陽市を実現するためには、効率的・効果的な行政運営を実行するための組織機構や経営の仕組みの構築など行政の責任を果たしつつ、施策の選択と重点化を図りながら、限られた行政資源で最大の成果をあげられる行政経営が求められています。

基本構想

将来都市像、人口、施策の目標など

将来都市像

青い空、輝く太陽、あふれる緑、澄みきった水、この恵まれた自然とすぐれた歴史遺産は市民共通の財産です。

この自覚と豊かな環境のもとで、私たちのめざす城陽のまちづくりの根幹は、すべての市民がまちの主角として活躍し、いきいきとした暮らしを送ることができ、物の豊かさとともに心の豊かさを味わうことができ、誇りを持って住み

続けたいと願う市民が育つ、やすらぎと活力にみちた文化の香り高い個性豊かな住宅都市です。

本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化するなか、活力あふれる豊かな地域社会を築いていくため、恵まれた自然、長年にわたって培われた歴史遺産、市民による活発な地域活動など多様な地域資源を活かし、男女がとも

に参画し、人と環境にやさしくだれもが安心・安全でぬくもりが実感できるまちをめざします。また、交通の要衝としての優位性など本市の持つ発展性を十分に活かしながら、魅力ある都市機能の集積により、ヒト・モノ・情報が活発に交流する南山城地域の中核を担う都市としての役割を果たし、住んでよかつたと自慢できるまちを共に創り、育て、そ

して新しい価値を創造する活力と魅力あるまちとして、次の世代へ伝え、継承していきます。

このように、これまで本市が築きあげてきた取り組みを基礎にしつつ、新たな時代に的確に対応したまちづくりを進めることをめざし、第2次総合計画に引き続き、めざすべき将来像を次のとおり設定します。

「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」

～活力ある21世紀のまちづくり～

人口

本市の人口は昭和40年代から50年代前半にかけて京都、大阪の住宅都市として著しい増加を続けてきました。その後、安定的な増加を示してきましたが、平成7年の85,398人をピークに

減少に転じ、平成17年の国勢調査結果では81,636人となっています。

日本の総人口も平成18年をピークに減少局面に転じるなか、本市では第3次総合計画に基づき、子育てしやすい

環境づくりや住み替え需要などに対応したまちづくりなどにより若年層の定着を促進するとともに、活発な地域活動を発展させた内発型の産業や立地特性を活かした産業集積など多様な産

業政策やまちづくり施策を展開することにより、一定の人口規模を確保し、維持することをめざし、この計画の目標人口を90,000人と設定します。

土地利用

本市のめざす土地利用の将来像については、中長期的な視点に立って、森林や農地などの豊かな自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、以下に掲げる土地利用ゾーニングに基づき、本市の地域特性を活かした計画的・効果的な土地利用の誘導をめざします。

①市街地ゾーン

豊かな自然環境や田園環境と調和した土地利用を推進することを基本とし、本市の住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境の形成を図るとともに、利便性向上や活気にあふれた賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実・強化をめざします。

②新産業ゾーン

新名神高速道路(仮称)城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺地区については、広域幹線道路の整備に伴い、国土軸が交差する交通の要衝となるため、その優れた立地条件を活かした

工業・流通地の形成をめざします。特に、ゾーン内の幹線道路の整備とあわせて、計画的な土地利用を前提とした都市型工業や流通センターなどの新しい生産拠点の形成をめざします。

また、市南部においては、雇用機会が創出できる周辺環境に配慮した産業の集積をめざします。

③山砂利跡地ゾーン

山砂利採取の拡大を防止するとともに、恵まれた広域交通条件を活かし、緑の回復など自然環境に配慮した環境保全型の複合都市機能の集積をめざします。

④バッファ(緩衝)ゾーン

新名神高速道路と併行した国道24号沿道については、背後の住宅地の居住環境を保護するために、緑地あるいは十分な緑地を確保した業務施設などを配置した緩衝地帯の整備をめざします。

⑤農業ゾーン

大都市近郊という立地条件を活かし、優良農地などの保全・整備を図るとともに、集落環境の向上をめざします。

⑥公園緑地ゾーン

鴻ノ巣山や総合運動公園、ゴルフ場などがあり、木津川右岸運動公園(仮称)の整備とあわせて、緑に囲まれ

たスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。

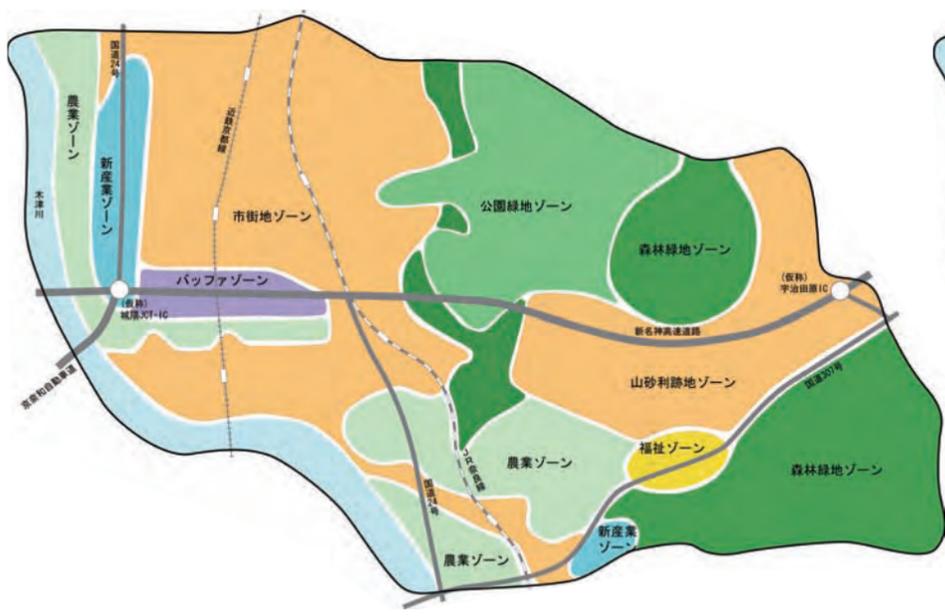
⑦森林緑地ゾーン

自然保護、水源かん養、大気浄化などの観点から、森林の保全を基本としつつ、木津川右岸運動公園(仮称)などの都市施設を配置するなど、ゆとりある緑地環境の創出をめざします。

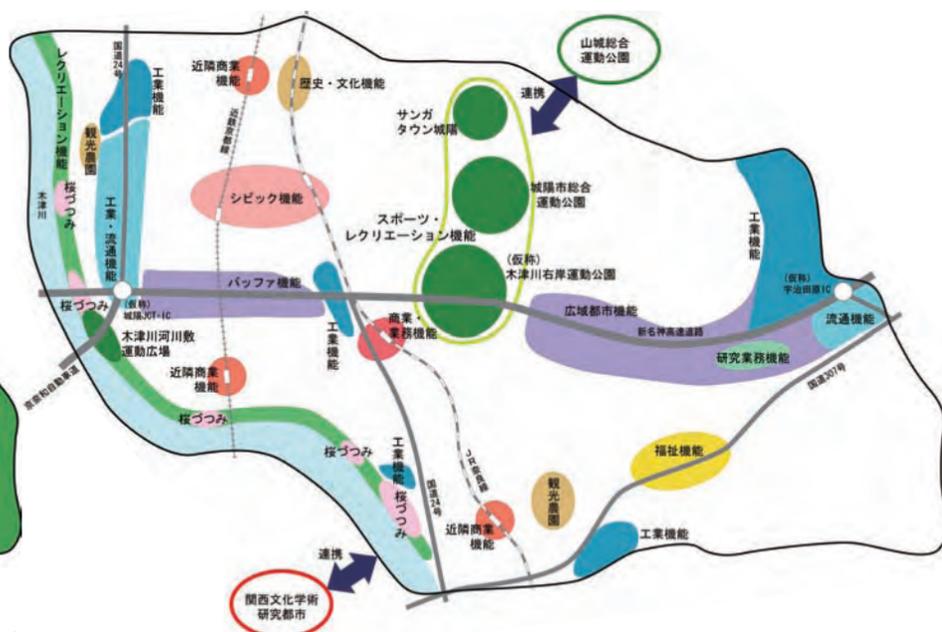
⑧福祉ゾーン

既存の福祉施設を中心に福祉関連施設の充実・整備を図り、福祉を中心としつつ多世代が交流する地区の形成をめざします。

土地利用ゾーニング図



都市機能配置図



● 施策の目標

1 安心・安全のまちづくり(防災・防犯)

市民の防災・防犯に対する意識を高め、市民、事業者、関係機関、行政が連携して、災害に対する備えや犯罪抑止対策に取り組むことによって、防災体制や防犯体制が整備され、日々の暮らしに市民が安心・安全を感じることができる社会の形成。

2 快適なまちづくり(都市基盤・交通安全・緑化)

国土幹線道路である新名高速道路を活用した東部丘陵地などにおける新市街地や駅周辺における賑わいのある都市空間の創出、都市計画道路などの都市基盤整備の充実とともに、緑多い良好な住環境のもと、環境にやさしい公共交通を中心とした快適な社会の形成。

3 健康で幸せなまちづくり(福祉)

市民自らがより良い生活の実現に努め、持てる力を発揮し、「地域の力」で支えあう社会の形成。次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の形成。市民が健康づくりに取り組める社会の形成。高齢者や障害者など生活支援が必要な市民が地域で支えられながら自立した生活を営むことができる社会の形成。医療の確保と生活の安定が確保された社会の形成。

4 心がふれあうまちづくり(教育)

市民一人ひとりが、「いつでも、どこでも、だれでも、たのしく」人とふれあいながら、生涯にわたって学び、生きがいのある充実した生活を送るため、学校教育にあつては、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付け、知育・徳育・体育・食育の調和のとれた人間形成をめざす学校教育を進めるとともに、学校と家庭と地域が連携、協働して子どもの教育に携わることにより、豊かな人間性と自ら学ぶ力のある子どもが育つ社会の形成。また、社会教育にあつては、文化や歴史が継承され、市民が自ら学び、お互いに学びあい、自己を高め、社会に貢献するとともに、スポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかに市民が育つ社会の形成。

5 活力に満ちたまちづくり(産業)

大都市近郊と広域交通網の進展などの条件を活かし、多様な交流が促進されるなかで農業、工業および商業などの地域経済が活性化し、働く場や就業しやすい環境が整い、市民がより豊かな生活を送ることができる社会の形成。

6 環境にやさしいまちづくり(環境)

人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送ることができる社会の形成。

7 市民と進めるまちづくり(市民活動と交流)

地域の課題を地域住民自らが解決するための市民活動や草の根の国際交流が幅広く展開されるとともに、市民同士の交流やまちづくりへの市民参加が活発で、男女が共に個性と能力を活かせる社会の形成。また、すべての市民が互いの人権を尊重し、相互に助け合うとともに、それを原点として地域、まち、国、世界へと人と人のつながりを広げ、平和を希求する社会の形成。

8 信頼される市政運営(行政経営)

市民との協働や役割分担のもと、健全な財政運営や適正な人事管理などにより、効率的・効果的な行政経営が行われ、最少の経費で最も効果的な市民サービスが提供されている社会の形成。個人情報や安全管理されているとともに、情報通信基盤やシステムなどの整備により、市民が必要な情報を活用できる社会の形成。

● 市民と行政の協働のまちづくり

● 協働に対する市の考え方

近年、地方分権の進展により、国と地方自治体の関係が変化しつつあるなか、市町村は地域における総合的行政主体として、地域に関する行政を自らの判断と責任で処理するなど、これまで以上にその役割を果たすことが

求められています。また、地方分権社会においては、市町村行政に対する住民のより自発的かつ積極的な関わりが重要となっており、地方自治における市民と行政の関係も変化してきています。

このように、地方自治の枠組みが大きく変化しつつあるなかにおいて、本市の将来像や分野別展望を実現するためには、今後、本来あるべき「住民自治」の構築をめざし、市民と行政との協働の仕組みをつくっていくことが不

可欠です。そこで、市民と行政が手を携えてまちづくりを進めていくことをめざした「協働」について、市としての考え方を示します。

- 市民一人ひとりがまちづくりの主役としての責任感と自覚を高めつつ、お互いに地域社会の中で支えあえるよう、自助・共助の精神に基づいて、まちづくりの担い手となることが望まれます
- 市民はまちに愛着を持ち、まちづくりの話しあいの機会に主体的に参画することが望まれます
- 市のまちづくりの課題に対する認識を高め、まちのめざす将来像や重点的に取り組む事項を行政とともに共有することが必要です

● 市の役割

1) 市行政は多様な主体によるまちづくりのまとめ役です

市行政は、市民と共有する本市の将来像の実現に向け、自助・共助・公助の精神を市民に伝えることに努め、市民との協働によるまちづくりのまとめ役としての使命を果たします。

2) 市民の声を聞くとともに、市行政が持つ情報を積極的に提供し、信頼関係を築きます

市行政は、市民との信頼関係を確固たるものとするため、広く市民の声を聞き、市民との対話を重視し、市民がその主体的役割を果たすことができるよう支援します。また、まちづくりの目標や目的などを市民と共有することができるよう、市民にわかりやすい形で情報を提供し、説明責任を果たします。

3) 地域活動や民間活動が自立できるように支援します

市行政は、市民や企業などがそれぞれの役割を主体的に担うことができるよう、協働のしくみづくりや環境整備を進め、地域活動や民間活動の自立支援に努めます。

4) 新たな価値観でまちづくりを実践します

市行政は、市民と共有する将来像の実現に向けて、厳しい財政状況のなかでも最少の経費で最大の効果を上げられるよう、従来のやり方にとらわれず、「行政を運営する」ことに加え、市民とともに「都市を経営する」という視点に立って、あらゆる面において抜本的な改革を進め、市民に身近なサービスの向上と個性豊かなまちづくりを実践します。

計画の特徴

市民の役割、まちづくり指標を設定

● 市民との協働によるまちづくりの推進に向けて

● 市民まちづくりワークショップによる検討

総合計画の策定時から城陽市のめざすべきまちづくりの目標を、市民と共有していこうと平成17年12月に、市民参画による「市民まちづくりワークショップ」を設置し、総合計画の検討を行いました。

メンバーは、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の今里滋氏をアドバイザーに迎え、社会福祉協議会や文化協会、商工会議所、コミュニティセンター運営委員会など様々な分野の団体から20名、公募市民3名の、

総数24名の方々に参画いただきました。

8回の会議を開催し、「将来のまちの望ましい姿」「市民と行政の役割分担」などについて活発な議論とご提案をいただきました。

また、市民まちづくりワークショップと市との共催によりまちづくりフォーラムを開催し、「これからの城陽市のまちづくり」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。



市民と行政の役割分担について 市民まちづくりワークショップにおける市民意見から

市民に求められること

- 市民はまちに愛着を持ち、市民憲章を理解し、城陽のまちづくりの精神を学ぶ。そして、自分ができることについて「意識する」「知る」「学ぶ」ことに取り組む
- 市民は地域の一員として自立(住民自ら情報を持ち)し、主体的に地域にかかわる意識と行動力をもつ

行政に求められること

- 行政は自助・共助・公助の精神を住民に伝える努力をする。また、これまでの取り組みを有効に活用するとともに、PRに取り組む
- 常に住民の声をよく聞き、情報の提供、地域コミュニティを支えるための物的支援や安全確保を行う

施策ごとの市民の役割(例示)について 市民まちづくりワークショップからの提言

第3次城陽市総合計画には、市民まちづくりワークショップからの提言として、施策ごとに、市民のみなさんに取り組んでいただきたい事項を具体的に例示しています。全文は市のホームページに掲載していますので、是非ご一読ください。

● まちづくり指標

● まちづくり指標とは

第3次城陽市総合計画では、市民とともにめざすまちづくりの目標として、まちづくり指標を設定しています。まちづくり指標は、市民とともにめざすまちづくりの方向性を示すもので、市民と行政がいっしょになってつくりあげていく、将来の城陽市のまちの姿を表しています。

具体的には、基本計画の施策ごとに、市民にとって重要な指標をまちづくり指標として設定し、その数値を測定して施策の達成状況とともに、市民からの政策ニーズを把握します。

まちづくり指標の目標値は、行政だけでは達成できない目標も含まれており、市民のみなさんの協力が不可欠です。まずは、まちづくり指標を知っていただくとともに、目標達成に向けてできることに取り組み、まちづくりに参加していただくことが求められています。

まちづくり指標の役割

① まちづくりの進捗状況の確認

まちづくり指標を定期的に測定し、目標や他の自治体の状況などと比較することにより、まちづくりの進捗状況を把握して、指標の軌道修正を行います。

② 政策立案の支援

まちづくりの進捗状況を確認することにより、その都度、基本施策ごとに城陽市の課題を明らかにします。市は把握された課題を踏まえて、今後の政策の立案を行います。

③ 市民参加の促進

まちづくり指標を公表することにより、市民はまちづくりの進捗状況を具体的な数値で確認し、まちづくりの進捗状況を評価できます。また、まちづくり指標の目標実現に向け、市民は自分たちの役割や自身ができることを認識し行動することにより、市民参加や協働のまちづくりを促進します。

まちづくり指標の特徴

- まちづくり指標は、最終的に「めざすべき目標」を明らかにするとともに、その目標への段階的な取り組みとして、「5年後」および「10年後」の目標を示しています。
- 「めざすべき目標」は、将来めざす理想的な姿を想定して設定していますが、分母となる将来の対象数値が特定しにくいものなど、理想値が算定困難なものについては、「↑」や「↓」で示しています。
- まちづくり指標は、全ての施策を網羅的に測定できるものではなく、特に重要な施策に対して目標値を設定しています。
- まちづくり指標は、施策の進捗状況や社会的背景、市民からの政策ニーズなどを的確にとらえ、今後においても適宜見直しを行い柔軟に対応していきます。

基本計画

各施策の展開戦略など

(1) 安心・安全のまちづくり

防災・防犯

【施策の展開戦略】

火災をはじめ各種災害から市民の生命、身体および財産を守るために、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに、市民や自主防災組織などに効果的な防火・防災・救急訓練などを積極的に実施し、災害・事故発生時の対応の強化および平常時からの備えの強化を図り、市民が安全にまた安心して暮らせる災害に強いまちをめざします。

関係機関や市民などと連携し、総合的・計画的に防犯体制の整備や適切な防犯情報の発信などに努め、市民が安全にまた安心して暮らせる犯罪のないまちをめざします。

【市民の役割】(抜粋)

- 火災警報器、消火器などの初期消火器具を備え、取扱いを熟知しておく。
- 消防団活動の重要性を理解し、できる限り参加、協力する。
- 救急車を適切に利用する。
- 災害用食糧などの備蓄、避難所の確認など自主的に防災対策を行う。
- 自治会を中心とした自主防災活動を充実する。
- 鍵の二重化、防犯ブザーの設置など自主的に防犯対策を行う。
- 隣近所で互いの子どもたちに気軽に声かけができるよう努める。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①消防・救急体制の充実したまちをつくる			
救急救命士数	13人	20人	21人
火災件数	42件	22件	0件
出火率	5.2件/万人	2.6件/万人	0件/万人
事業所などへの立入検査実施率	41.3%	52%	100%
消防水利施設充足率	91.6%	95%	100%
②災害に強いまちをつくる			
自主防災組織設置率	86.2%	100%	100%
非常時に何をすべきかを理解している市民の割合	(H18) 51.8%	76%	100%
公共施設の耐震診断実施率	(H18) 62.6%	93%	100%
非常用食糧備蓄率	(H18) 100%	100%	100%
非常用毛布備蓄率	48.4%	79%	100%
③犯罪のないまちをつくる			
街頭犯罪件数	704件	374件	0件
生活の安全が守られていると感じている市民の割合	(H18) 57.5%	77%	100%

(2) 快適なまちづくり

都市基盤・交通安全・緑化

【施策の展開戦略】

質の高い社会資本を整備するために、良好な市街地の形成と都市の骨格づくりや快適な生活環境の確保に向け、東部丘陵地などにおける新市街地および駅周辺の整備など都市計画マスタープランに基づく、計画的かつ総合的な都市政策を推進します。

また、市民が安心して暮らせるまちづくりを持続するために、健全な経営のもと、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するとともに、市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備と適切な施設の維持管理に努めます。

【市民の役割】(抜粋)

- 都市緑化に理解を深め、水辺や緑を大切にします。
- 市が行うまちづくりや都市基盤整備を理解し協力をする。
- 地区計画や建築協定などの制度を活用するなど、住民全体でまちづくりを進める。
- 限りある資源である水を大切に使う。
- 家庭・事業所から、有害物質などの汚れのひどい汚水を排水口に流さない。
- 環境に優しい公共交通の役割を理解し、積極的に利用する。
- 公園や河川、道路などの清掃、除草などの維持管理に協力する。
- 交通安全意識を高め、駐車違反をしないなど交通マナーを守る。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①城陽らしいまちなみを創造し保全する			
良好な道路空間の延長	2.3km	2.3km	↑
②みどり豊かなまちを実現する			
市民一人あたりの都市公園面積	4.1㎡	5.7㎡	10.0㎡
水や緑などの自然環境に満足している市民の割合	(H18) 71.3%	76%	100%
市街化区域における緑被率	21%	21%	30%
③新たな都市空間の形成を図る			
埋立て搬入土量	686千㎡	686千㎡	↓
東部丘陵地利用面積	28.2ha	—	420ha
新名神高速道路の整備進捗率	—	—	100%
④良好な住環境をつくる			
住環境に満足している市民の割合	(H18) 68.7%	75%	100%
⑤安全な水道水を安定供給する			
有収率	93.9%	95%	100%
アスベストセメント管の更新	2,284m	0m	0m
⑥下水道の整備を進め生活環境の向上を図る			
公共下水道の人口普及率	95%	100%	100%
公共下水道の水洗化率	79%	95%	100%
⑦墓地の確保を検討する			
墓地供給状況に対する満足度	(H18) 22.5%	36%	100%
⑧駅周辺整備を推進し公共交通対策を充実する			
鉄道を手軽に利用できると感じている市民の割合	(H18) 69.9%	80%	100%
路線バスを手軽に利用できると感じている市民の割合(市内の3路線)	(H18) 26.0%	28%	100%
路線バス利用者数(市内の3路線)	105,300人 (H18 見込み)	113,400人	↑
⑨安全で快適な道づくりを推進する			
側溝改修率(道路延長)	45.9%	56%	100%
都市計画道路整備率	42%	43%	100%
道路の利便性・安全性に満足している市民の割合	(H18) 35.0%	43%	100%
歩道の利便性・安全性に満足している市民の割合	(H18) 26.6%	39%	100%
⑩交通安全対策を推進する			
交通事故発生件数	438件	305件	0件
禁止区域当たりの放置自転車回収台数	147台	100台	0台
歩道設置率	66.3%	67%	100%
⑪浸水被害の軽減と環境に優しい川づくりを推進する			
準用河川改修率	77.5%	80%	100%
川に親しみを持っている市民の割合	(H18) 26.9%	39%	100%

(3) 健康で幸せなまちづくり

福祉

【施策の展開戦略】

人権の尊重を基本原理に、少子高齢社会、市民の価値観の多様化などを踏まえ、子どもや高齢者などに対する虐待をはじめ、多様な福祉課題に対応した生活支援、子育て支援サービスの展開など、安心して自立した生活に向けて支援していきます。

また、全ての市民が健康で明るく元気に暮らせる社会が実現するように、こころと体の健康の維持増進を目的とする保健・医療・福祉事業を行います。

【市民の役割】(抜粋)

- 自らの健康に対する意識を高く持ち、食生活の習慣に留意し、適切な栄養摂取に心がける。
- 予防接種や健康診査を定期的に受診する。
- 困りごとや不安を抱え込まないで、民生児童委員や身近な相談機関などに気軽に相談する。
- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、高齢者同士や幅広い世代間との交流活動の場に積極的に参加する。
- 一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者は閉じこもりにならないよう家族や親戚、地域で支え合う。
- 子どもを通して人とのつながりを深めながら、日常生活の中で取り組むことができる子育て支援活動を行う。
- 子どもたちへの声掛けや注意、助言ができる地域づくりを行う。
- ノーマライゼーションの理念を理解する。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標	
①市民の健康づくりを推進する				
自主的に健康づくりを行っている市民の割合	(H18) 70.7%	73%	100%	
健診受診率	76.6%	82%	100%	
乳幼児健康診査の受診率（3か月健診）	99.8%	100%	100%	
予防接種受診率（MR）	92.7%	95%	100%	
②地域でともに支えあう仕組みを充実する				
地域見守りネットワークの組織数	9校区	10校区	10校区	
福祉分野でボランティア・市民活動している人数	827人	1,104人	↑	
福祉分野で登録している団体数	26団体	28団体	↑	
③高齢者福祉を充実する				
要介護認定の割合	14.8%	15%	↓	
高齢になっても安心して地域で暮らせると感じている市民の割合	(H18) 53.6%	57%	100%	
生きがい施策参加者の数	老人福祉センターの利用者数	148,848人	165,000人	↑
	シルバー農園の参加者数	391人	496人	↑
高齢者クラブ加入者数	4,260人	6,262人	↑	
④子育てしやすい環境づくりを推進する				
働くことと子育てが両立できる環境が整っていると感じている市民の割合	(H18) 33.1%	43%	100%	
子育て支援事業（地域子育て支援センター）、あそびのひろば（保育所など）参加親子数	4,509組	5,100組	↑	
保育所の待機児童数の状況	年度当初の待機児童数	0人	0人	0人
	年度末の待機児童数	10人	0人	0人
学童保育所の登録児童数の割合	18.1%	23%	↑	
ファミリー・サポート・センターの会員数等	会員数	455人	790人	↑
	活動件数	1,893件	2,400件	↑
⑤障害のある人が自立した生活を営む環境をつくる				
障害者支援関係の団体数	(H18) 7団体	12団体	↑	
障害の自立に向けた対象者数	(H18) 59人	186人	↑	
⑥生活支援を必要とする市民が自立するための支援に努める				
1年間で自立した世帯数	24世帯	32世帯	↑	
くらしの資金の償還率	53%	67%	100%	
⑦保険・医療を充実する				
国民健康保険料の収納率	95.2%	94.7%	100%	
検診などの受診者数	2,883人	2,355人	↑	
健康づくり事業の参加人数	17,075人	18,714人	↑	
かかりつけ医を持っている市民の割合	(H18) 53.7%	58%	100%	

（4）心がふれあうまちづくり

教育

【施策の展開戦略】

市民一人ひとりが人生を豊かにするために、生涯にわたって学習できる機会とスポーツ・レクリエーションを楽しむ場づくりを進めるとともに、「知・徳・体」のバランスのとれた心身ともに健全な子どもを育成します。

【市民の役割】（抜粋）

- 学習指導者や地域ボランティアなど、自らの学習成果を積極的に地域へ還元する。
- 生涯学習施設において、市民自ら講座を立ち上げるなど、学び合いの機会を設けて、参加する。
- 家庭や地域が果たすべき基本的役割について正しく認識し、学校と家庭、地域の連携のもと、子どもの健やかな成長をはぐくむ。
- 各種講座、セミナーや地域で開催される行事などの学習機会を積極的に活用し、自ら意欲的に学習に取り組む。
- 文化芸術の担い手として自主的かつ創造的に文化芸術活動を展開する。
- 地域の歴史に関心を持ち、次の世代に伝える。
- 主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむ。
- 家庭において子どもの基本的な生活習慣の形成を徹底する。
- 地域の子どもは地域で守り育てる意識を持つ。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標	
①生涯学習を推進する				
生涯学習に係わる様々な講座へ参加している市民の割合	(H18) 19.4%	24%	100%	
生涯学習施設の利用者数	1,788,906人	1,898,000人	↑	
②幼稚園教育を充実する				
幼児教育センター利用者数	5,586人	6,200人	↑	
育児について相談できる場が整っていると感じる市民の割合	(H18) 29.0%	44%	100%	
③学校教育を充実する				
小学校 不登校児童数の割合	0.33%	0.21%	0%	
中学校 不登校生徒数の割合	2.19%	2.19%	0%	
小中学校の耐震化率	34.7%	70%	100%	
学校給食残菜の割合（小学校）	米飯	12.5%	11.2%	0%
	副食	12.2%	11.6%	0%
学校給食残菜の割合（中学校）	米飯	11.6%	11.1%	0%
	副食	11.8%	12.7%	0%
学校が楽しいと感じている児童生徒の割合	61%	80%	100%	
④社会教育を充実する				
社会教育活動団体数	877団体	1,069団体	↑	
生涯学習事業への参加者数	3,249人	4,092人	↑	
市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人あたり図書等の貸出点数	6.3点	7.3点	↑	
⑤文化芸術を振興する				
文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合	(H18) 32.6%	43%	100%	
⑥文化財・郷土の歴史の保存・継承を推進する				
市指定文化財数	29件	35件	↑	
歴史民俗資料館来館者数	4,755人	11,238人	↑	
⑦スポーツ・レクリエーションを振興する				
運動・スポーツを実践している市民の割合	(H18) 35.7%	50%	↑	
市民一人当たりのスポーツ施設利用回数	3.2回	3.7回	↑	
⑧健全な青少年を育成する				
青少年健全育成施策への参加者数	2,841人	2,940人	↑	
青少年が安全で健やかに育つ環境が整っていると感じる市民の割合	(H18) 37.5%	43%	100%	

（5）活力に満ちたまちづくり

産業

【施策の展開戦略】

活力のある地域社会を創造するとともに労働環境の向上を推進するため、農業、工業および商業などの産業振興を図り、多様なものづくりや賑わいのある社会づくりを推進します。

ライフスタイルの多様化などによる観光へのニーズに応えていくため、地域資源を活用した観光の振興を推進します。

また、市民の消費者としての権利が守られ、安心して暮していくため、消費生活にかかる教育・啓発、情報提供など、消費者行政を推進します。

【市民の役割】（抜粋）

- 生産者と消費者の交流や「地産地消」の取り組みを行う。
- 専門的な知識や技術を習得するなど、自ら就業のための努力をする。
- 歴史や文化、伝統を大切に、積極的にイベントや交流活動に参加する。
- 城陽の歴史文化などに詳しい市民などは、市民観光ボランティアガイドとして活躍する。
- 安易な契約は行わず、自己責任を認識するなかでの消費活動を行う。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①農業の振興を図る			
農地集積面積	10.7ha	11.7ha	↑
農業基盤の整備率	3.1%	5.1%	↑
農業産出額	(H16)155千万円	186千万円	↑
②商工業の振興を図る			
製造品出荷額	(H16) 1,032億円	1,304億円	↑
商品販売額	(H16) 1,068億円	1,228億円	↑
従業者数	(H16) 21,794人	20,955人	↑
③観光の振興を図る			
観光入込み客数	635,421人	837,000人	↑
④消費者保護を推進する			
消費相談件数	773件	750件	0

【施策の展開戦略】

自然を守り環境を大切にす地域社会を創るために、地球および地域環境の保全、リサイクルの推進、ごみの減量化などの施策を進めます。

【市民の役割】(抜粋)

- 事業者は、環境マネジメントシステムの構築に努める。
- 日常生活や事業活動などのライフスタイルを見直すなど環境への負荷の低減に努める。
- ごみ減量の重要性を理解し、ごみの分別や生ごみの堆肥化などに取り組む。
- 美化に関するマナーを遵守し、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- 市民生活にとってかけがえのない資源である地下水の保全について自ら学習する。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①環境を守り育てる			
地球環境に対して関心のある市民の割合	(H18) 96.0%	98%	100%
市全体のCO ₂ 排出量	149千t-CO ₂	136千t-CO ₂	↓
川の水のきれいさに満足している市民の割合	(H18) 14.0%	32%	100%
②持続可能な資源循環型社会の構築を推進する			
市民一人が1日に出すごみの量	654g	648g	↓
ごみの資源化率	96.0%	96%	100%
③地下水を保全する			
水道取水井の環境基準適合率	100%	100%	100%

【施策の展開戦略】

市民が主体的に多彩な活動を展開しながら、まちづくりに参画しやすい開かれた市政を実現するために、地域コミュニティの醸成に向けた取り組みや市民活動の活性化に向けた支援などを行うとともに、市民と行政が市政に関する情報を共有し、互いの役割と責任に対する自覚を持った協働によるまちづくりを進めます。

また、市民と行政との信頼関係が深まるように、人権の尊重、地域コミュニティの醸成の視点を持って、それぞれの分野のまちづくりを進めます。

さらに地域住民のふれあいと交流の場としてのコミュニティセンターによる事業の推進を図ります。

【市民の役割】(抜粋)

- 地域の課題解決のための活動を積極的に企画し、広く参加を呼びかける。
- 自治会、NPO、ボランティアなどの活動に積極的に参加する。
- 家庭・地域・職場のそれぞれにおいて、男女共同参画の意識を高める。
- 自分が差別する人間にならないよう、常に人権を尊重し、思いやりを持って行動する。
- さまざまな国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①市民参加と協働を推進する			
市内のNPO法人設立状況	17団体	29団体	↑
自治会の加入率	81.2%	84%	100%
コミュニティセンター利用者数	399,345人	416,000人	↑
困ったときに近所に相談できる人や手助けを求められる人がいる市民の割合	(H18) 52.2%	61%	100%
②男女共同参画社会の実現を図る			
男女が平等であると感じる市民の割合	男性25.4% 女性11.6%	男性32% 女性24%	100%
女性の労働力率	(H12) 46.7%	50%	↑
ぱれっとJOYOへの参画団体数	(H18) 14団体	22団体	↑
③人権と平和を尊重したまちづくりを推進する			
人権問題に関する相談件数	9件	3件	1件
人権が尊重されていると思う市民の割合	(H18) 58.8%	69%	100%
④国際交流を推進する			
国際交流協会 会員数	350人	490人	↑

【施策の展開戦略】

地方分権時代に対応した自治体経営を推進するために、総合計画や年次毎の明確な方針などを通じて市政の方向を明らかにし、政策を実現するため、適正な予算および人の配分によって「ヒト・モノ・カネ・情報」を整え、全庁的な改革への取り組みを促進するとともに、部局間の連携を図りながら効率的・効果的な行財政運営をめざします。

市民生活を維持する財源確保のために、公平かつ公正な市税の課税と収納を行います。また、情報公開・個人情報保護制度の適正な運用に基づき、IT(情報技術)を活用した行政運営の効率化と地域の情報化を推進することによって、電子自治体を構築し、市民と行政が情報を共有してお互いの役割と責任を自覚しながら深い信頼関係をもって協働できるまちをめざします。

【市民の役割】(抜粋)

- 行政運営について知識と関心を持ち、行政からの様々な情報をもとに市政に参画し、発言(提言)する。
- 地域における連絡網が無くなるなど、個人情報保護に対する過剰反応が見られることから、制度に対する正しい理解を行う。
- 行政が効率的・効果的な経営をしているかに関心を持ち、様々な機会を通じて意見を述べる。
- 市の財政状況について理解を深めるとともに、税に関わる仕組みや重要性を理解し、納税する。
- 市の総合計画における政策分野ごとの目標(めざすべき姿)について、市民と行政が共有できるよう、計画内容に関心を持ち、意見を発信する。

【まちづくり指標】

まちづくり指標名	現状値(H17)	5年後の目標	めざすべき目標
①市民への情報発信と市民ニーズへの対応を図る			
広聴事業の 実施状況	広聴事業回数 10回	13回	↑
	広聴事業参加者数 208人	318人	↑
市ホームページのアクセス件数	199,744件	285,000件	↑
市からの情報発信・提供に満足している市民の割合	(H18) 55.0%	63%	100%
行政情報資料コーナーの資料数	116点	249点	↑
②個人情報保護制度と情報公開の適正な運用を図る			
情報公開制度に基づく請求件数	55件	139件	↑
③適正で効率的・効果的な行政運営を推進する			
職員数	582人	507人	461人
職員一人当たり人口	141.1人	158人	↑
市役所職員の仕事や対応に満足している市民の割合	(H18) 50.2%	75%	100%
④持続可能な財政運営を実現する			
経常収支比率	95.9%	85%以下	75%
市民一人当たりの市債残高	373千円	336千円	↓
プライマリーバランス	419,179千円	1,500,000千円	↑
収納率	91.6%	92.7%	100%
⑤戦略的に行政経営を推進する			
まちづくり指標の目標の達成率	—	100%	100%
改革・改善された事業件数	150件	400件	全事業

第3次城陽市総合計画の掲載アドレス

<http://www.city.joyo.kyoto.jp/government/generalplan/>

市民まちづくり学習システムのアドレス

<http://www.city.joyo.kyoto.jp/vod/>



城陽市のホームページで第3次城陽市総合計画の全文を公開しています。また、市民まちづくり学習システムでは、ビデオもしくは音声とスライドにより、テーマに沿った説明をしています。

広報じょうよう特集号

総合計画だより

10/21 (平成19年)

発行：城陽市

編集：行政改革推進課

〒610-0195

城陽市寺田東ノ口16・17

Tel: 56-4014